

大和市告示第54号

大和市障がい者就労移行支援促進のための助成金支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市障がい者就労移行支援促進のための助成金支給要綱を廃止する要綱

大和市障がい者就労移行支援促進のための助成金支給要綱（平成19年大和市告示第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前の大和市障がい者就労移行支援促進のための助成金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第2項の規定による就労助成金の支給の決定を受け、旧要綱第10条に規定する就労助成金支給台帳に登録されている者（以下「支給台帳登録者」という。）に対する就労助成金の支給については、当該支給台帳登録者が受給資格を喪失するまでの間、なお従前の例による。